

「松戸市事業系ごみ処理状況届出書」の提出についてよくある質問

- 1 Q この届出書は提出しないといけないのか？
A 市内で新たに事業を開始し、市の処理施設に事業系ごみを搬入する事業者は、「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 26 条で事業系ごみの排出実態の届出が義務付けられています
なお、収集運搬許可業者に委託をする場合においても、届出が必要です。
- 2 Q 個人で経営している小さな事務所なのですが、提出しないといけないのか？
A 業種にかかわらず、松戸市内の全ての事業者には提出義務があります。
届出書とは、「事業系ごみ」が適正に処理されているか確認するものです。
「事業系ごみ」とは、営利、非営利を問わず「すべての事業活動で発生するごみ」のことをいいます。学校や社会福祉施設のほか、飲食店や自宅兼用の事務所、個人商店から発生するごみも「事業系ごみ」となります。
- 3 Q 事業所からは一切ごみは出ません。
A 従業員が使用したティッシュ・お茶殻・弁当容器・メモも全て事業系ごみです。
一切事業系ごみが出ない場合は、貴事業所から市の処理施設にごみが入らないことを確認したいので、届出書の「2 ごみの処理の仕方について」で「④その他」を選択し、ごみが出ない旨とその理由等を記入してください。
- 4 Q 少量のごみしか出ないので家庭系ごみ集積所に出しているが、どのように書けばいいのか？
A 家庭系ごみ集積所に事業系ごみを出すことは出来ません。なお、家庭系ごみ集積所に事業系ごみを出す行為は、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法により処罰されることがあります。必ず、収集運搬許可業者に委託するか、ご自分で市の処理施設に搬入してください。届出書にはこれから頼む予定の業者名、または搬入する予定の施設名を書いてください。
- 5 Q 市内で新たに事業を開始した事業者の基準はなにか？
A 前年度（前年4月から本年3月までの期間）に NTT タウンページ情報（電話帳）に新規登録をした事業所を新規事業者として認識し通知しています。
- 6 Q 市内で新たに事業を開始した事業者には届出が義務づけられているとなつているので、うちは前から事業をやっているから提出する必要はないのか？
A 提出する必要があります。NTT タウンページ情報の新規事業者を対象としており、以前に届出書を提出していたとしても、届出内容を再度確認いたしますので提出してください。なお、KDDI の電話回線から NTT 回線へ変更した場合も新規事業者の取り扱いとしております。

- 7 Q 収集運搬業者に委託しているため、処理・リサイクル先がわからない。
A 収集運搬業者に確認し、必ず記載してください。
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、**廃棄物の処理責任は排出した事業者自らにあると定められております。**
万が一、委託した収集運搬業者が適正な処理・リサイクル先で処理をしていない場合、排出した事業者も責任を負うこととなりますので必ずご確認ください。
- 8 Q ごみの量など量ったこともなくわからない。
A 量ることが無理であれば、手で持った目安で結構ですので記入してください。
また、事業系ごみの減量は、ごみ処理費用の削減に繋がりますので、まずは貴事業所から排出されるごみ量の把握をお勧めします。
- 9 Q ごみ処理状況の数値（処理回数・ごみ量）は、いつの時点のデータ？
A 開業してから提出時点までのデータの平均値を記入してください。
- 10 Q テナントで営業しているので、ごみがどうなっているかわからない。
A 共同でごみの排出・処理を行っている場合は、届出書の「2 ごみの処理の仕方について」で③を選択し、ごみの管理をしている管理事業者名を記入してください。裏面のごみの排出状況は記入してください。
- 11 Q 届出書の通知が来たが、廃棄物処理の契約を行っている従業員がいないので、どうなっているかわからない。
A 廃棄物処理の契約を行っている部署に確認してください。その場合、届出書の「本書に関する連絡先」には契約を行っている部署の連絡先を記入してください。なお、届出書は松戸市内の事業所についてのものなので、所在地や代表者名は、市内事業所について記入してください。
- 12 Q 産業廃棄物については記入しないでもいいのか？
A 記入する必要はありません。産廃と一般廃棄物の区別が難しいものは実態どおり記入してください。
- 13 Q 届出済証の交付はいつごろになるのか？
A 対象事業所の提出確認後、随時発送いたします。
- 14 Q 届出済証はどういうときに使うのですか？
A 市の清掃施設にごみを搬入する際、市の職員から提示を求められた場合に必要になります。また、市内の収集運搬許可業者に委託をする際にも、届出済証の確認が求められます。